

食品安全委員会新開発食品専門調査会

第116回会合議事録

1. 日時 平成30年10月4日（木） 14:00～14:11

2. 場所 食品安全委員会中会議室（赤坂パークビル22階）

3. 議事
 - (1) 専門委員の紹介
 - (2) 専門調査会の運営等について
 - (3) 座長の選出
 - (4) その他

4. 出席者
(専門委員)
奥田専門委員、佐藤専門委員、清水専門委員、林専門委員
本間専門委員、山本専門委員、脇専門委員、和田専門委員
(食品安全委員会)
川西委員、吉田（緑）委員、
(事務局)
小平事務局次長、吉岡評価第二課長、池田評価情報分析官、
飯塚課長補佐、森山評価専門官、松田技術参与

5. 配布資料
 - 資料1 食品安全委員会専門調査会等運営規程
 - 資料2 食品安全委員会における調査審議方法等について
 - 資料3 平成30年度食品安全委員会運営計画

6. 議事内容
○池田評価情報分析官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「第116回 新開発食品専門調査会」を開催させていただきます。
本調査会は、公開で行います。

先生方には御多忙のところ、御出席まことにありがとうございます。

私は事務局の池田と申します。座長が選出されるまでの間、しばらく私が議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日、席上にお配りしております資料の御確認を、まずお願いいたします。

議事次第、座席表、専門委員名簿。

資料1 食品安全委員会専門調査会等運営規程

資料2 食品安全委員会における調査審議方法等について

資料3 平成30年度食品安全委員会運営計画

こちらは配付のみにさせていただきますので、後ほど御参照いただければと思います。

以上でございます。

資料に不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議題1といたしまして、専門委員の御紹介でございます。

昨年10月1日付け及び本年の4月1日付けをもちまして、専門委員の改選が行われましたけれども、本日は改選後、最初の会合ということで、私の方からお名前を五十音順に御紹介させていただきます。

奥田裕計専門委員でございます。

佐藤恭子専門委員でございます。

清水誠専門委員でございます。

林道夫専門委員でございます。

それから、4月1日付けで再任されまして、引き続き審議に加わっていただきます本間正充専門委員でございます。

同じく、4月1日付けで再任されまして、引き続き審議に加わっていただきます山本精一郎専門委員でございます。

脇昌子専門委員でございます。

昨年10月1日付けで新たに専門委員に就任されました和田政裕専門委員でございます。

また、本日は所用により、石見専門委員、梅垣専門委員、尾崎専門委員、小堀専門委員、酒々井専門委員、玉越専門委員、平井専門委員は御欠席とお伺いしております。

また、本日は食品安全委員会から川西委員、吉田緑委員に御出席いただいております。

本年7月の委員改選で山添委員が退任されましたことから、川西委員に本専門調査会の主担当をお願いしております。

最後に事務局を紹介させていただきます。

小平事務局次長。

吉岡評価第二課長。

飯塚課長補佐。

森山専門官。

松田技術参与。

私、評価情報分析官の池田でございます。

今後ともよろしく願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、次に議題2の「専門調査会の運営等について」でございます。お手元の資料1の運営規程をお願いいたします。

まず、かいつまんで御説明いたしますが、第2条の第3項のとおり、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により、座長を選任することになっております。

それから、第4条の第1項をごらんいただきますと、座長が会議の議長となることについて、定められております。

第2条にお戻りいただきまして、第5項のところを書いてございますけれども「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」ことになっております。

別表のほうに所掌事務がございまして、新開発食品専門調査会は裏側になりますけれども、ごらんいただければと思います。

資料1は以上でございます。

資料2は「食品安全委員会における調査審議方法等について」でございますが、中身は審議の公正性、中立性を確保するための決定ということでございまして、申請資料等の作成者である場合などに、その専門委員の先生に御退席をいただくこと、あるいはこういった御退席の事由に該当するかどうかについて、確認書を御提出いただくといったような規程がされているものでございます。これに基づきまして、確認書の御提出をいただいていることとなります。

簡単でございますけれども、資料については以上でございます。

何か御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、今の御説明の内容について御確認いただきまして、御留意いただいて、お務めをいただければと存じます。

よろしく願いいたします。

それでは、次に議題の3でございますけれども、本専門調査会の座長の選出をお願いしたいと思います。座長の選出につきましては、先ほど御説明しました運営規程の第2条第3項によりまして、互選により選任することが定められてございますけれども、御推薦等いかがでしょうか。

本間先生、お願いいたします。

○本間専門委員 私といたしましては、これまでの経験を考慮して、清水先生が座長として適任ではないかと思っております。

○池田評価情報分析官 佐藤先生、お願いいたします。

○佐藤専門委員 私も清水先生が座長として適任だと思いますので、推薦いたします。

○池田評価情報分析官 ありがとうございます。

ただいま、本間専門委員、佐藤専門委員の方から清水専門委員を座長にという御推薦がございましたけれども、いかがでございましょうか。

御賛同いただけます場合は拍手をいただければと思います。

(拍手あり)

○池田評価情報分析官 ありがとうございます。

それでは、御賛同をいただきましたので、座長に清水専門委員が互選されました。

清水専門委員は座長席のほうにお移りください。

(清水専門委員、座長席へ移動)

○池田評価情報分析官 それでは、座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○清水座長 清水でございます。

座らせていただきます。

御存じのように現在は機能性表示食品が急速に増えておりまして、多分その影響が大きいと思うのですが、特定保健用食品への申請がかなり減っている状況です。というわけで、今回も改選後、初めての委員会を開くまで随分時間がたってしまいましたけれども、ただ、非常に厳密な機能性、安全性の評価をして、世の中に出ている特保の意義は、十分によく知られているところでありますので、数は少なくとも、我々は真摯にこの安全性という観点から特保の製品を評価していきたいと思いますので、今後とも、ぜひよろしくをお願いいたします。

○池田評価情報分析官 ありがとうございます。

次に食品安全委員会専門調査会等運営規程の第2条第5項で「座長に事故があるときは、当該専門委員会に属する専門委員のうちから、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とあるので、先ほど御説明申し上げたところですが、これに基づきまして、座長代理の指名をお願いいたします。

それと合わせまして、これ以降の議事の進行を清水座長をお願いいたします。

○清水座長 それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま、事務局から御説明があったように、座長代理の指名をするということですが、私からは座長代理として、ぜひ脇昌子専門委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、脇委員から一言御挨拶をいただければと思います。

○脇専門委員 今、座長代理の御指名をいただきました脇でございます。

今、清水先生がお話しになりましたように、約1年ぶりと、このお仕事も非常に責任が

大きいお仕事ながら、需要がちょっと減ってそうかなとは思っていたのですが、しっかり食品の安全性を確保するために、仕事をしていきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○清水座長 それでは、議題4ですけれども、事務局より何かございますでしょうか。

○飯塚課長補佐 特にございません。

○清水座長 それでは、これで「第116回 新開発食品専門調査会」を閉会いたします。

どうもありがとうございました。